平成２５年（フ）第１０号
千葉県茂原市下永吉2042番地５
債務者　長谷部光政
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
千葉県茂原市緑ヶ丘３丁目26番地５
債務者　木島美奈子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
千葉県長生郡睦沢町川島749番地
債務者　中村ひろみ
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
金沢市高畠３丁目128番地　ヴェルデブレッザ102号、従前の住所東京都昭島市拝島町１丁目８番33号
債務者　紋谷　周秀（旧姓池田）
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５８号
金沢市平和町２丁目６番22号　平和町団地県営住宅22棟102号室、従前の住所石川県かほく市七窪ヘ14番地18、従前々の住所金沢市長町３丁目８番28号
債務者　澤野　明子
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５９号
金沢市近岡町156番地１　レオパレスシャルム近岡106号、従前の住所石川県石川郡野々市町下林４丁目506番地の３
債務者　宮川　正樹
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６５号
金沢市南四十万２丁目178番地　セジュールムラモト108号、住民票上の住所石川県白山市日向町ヌ91番地
債務者　坂蓋　憲司
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６６号
金沢市塚崎町ホ64番地１
債務者　江戸佳代子
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７５号
金沢市玉鉾町イ７番地10
債務者　スナックかおること　中田かをる
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７１号
岐阜県山県市佐賀110番地28
債務者　館組こと　館　　雄二
１　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３１号
静岡県賀茂郡松崎町松崎167番地
債務者　肥田かつ江
１　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第２８９号
三重県鈴鹿市国府町50番地の11
債務者　倉田　　聡
１　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５９９号
兵庫県姫路市東今宿３丁目８番１―103号アルモニー東今宿、従前の住所兵庫県姫路市東今宿３丁目２番34　306号クリーンピア東今宿
債務者　中島　寛和
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２１６２号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2105―１―306
債務者　水上　　修
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１７７号
東京都大田区西糀谷３丁目44―３―203
債務者　杉山　　愛
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２７４号
東京都練馬区桜台１丁目43―９　カーサM101
債務者　砂川由美子
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部